	前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	kＷｈ/年		前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	kＷｈ/年		
	自家消費等の比率	%		自家消費等の比率	%		
解体等に要する費用（注２１）	□外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１１に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		□有 □無	□外部積立て □内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）			□「内部積立てに係る事項」添付あり

遵守事項（注２２）	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２３）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	変更前書類名	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
添付書類（注２４）	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２５）		□有 □無			
	②印鑑証明書（注２５）		□有 □無			
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２５）		□有 □無			
	④土地の取得を証する書類等（注２６）		□有 □無			
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２７）		□有 □無			
	⑥発電設備の内容を証する書類（注２８）		□有 □無			
	⑦構造図		□有 □無			
	⑧配線図		□有 □無			
	⑨接続の同意を証する書類の写し（注２９）		□有 □無			
	⑩事業実施体制図		□有 □無			
	⑪再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）		□有 □無			
	⑫補助金を返還したことを証する書類（注１９）		□有 □無			
	⑬受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）		□有 □無			
	⑭その他１		□有 □無			
	⑮その他２		□有 □無			
	⑯その他３（注３０）		□有 □無			